

平成27年3月10日 開会  
平成27年3月 日 閉会

## 平成27年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

## 議 案 目 次

議案第1号	江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について……………	P 1
議案第2号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第18号)について	
議案第3号	平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について	
議案第4号	平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第5号)について	
議案第5号	平成26年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
	<b>平成26年度補正予算議案(議案第2号～第5号)別冊</b>	
議案第6号	平成27年度江差町一般会計予算について	
議案第7号	平成27年度江差町国民健康保険費特別会計予算について	
議案第8号	平成27年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第9号	平成27年度江差町介護保険特別会計予算について	
議案第10号	平成27年度江差町公共下水道事業特別会計予算について	
議案第11号	平成27年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について	
議案第12号	平成27年度江差町港湾整備事業特別会計予算について	
議案第13号	平成27年度江差町奨学金特別会計予算について	
	<b>平成27年度各会計予算議案(議案第6号～第13号)別冊</b>	
議案第14号	平成27年度江差町水道事業会計予算について	
	<b>平成27年度江差町水道事業会計予算議案(議案第14号)別冊</b>	
議案第15号	平成27年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について……………	P 3
議案第16号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 5
議案第17号	江差町手数料条例の一部を改正する条例について……………	P 15
議案第18号	江差町立保育所条例の一部を改正する条例について……………	P 17
議案第19号	江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について……………	P 21
議案第20号	江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について……………	P 37
議案第21号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	P 41
議案第22号	ぬくもり保養センター設置条例の一部を改正する条例について……………	P 45
議案第23号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について……………	P 47
議案第24号	江差町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について……………	P 49
議案第25号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について……………	P 51
議案第26号	指定管理者の指定について……………	P 55
議案第27号	指定管理者の指定について……………	P 57
議案第28号	指定管理者の指定について……………	P 59
議案第29号	指定管理者の指定について……………	P 61
議案第30号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 63
同意第1号	江差町固定資産評価審査委員の選任について……………	P 65

議案第1号

江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例を、次のように定める。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町子育て応援基金を設置するため、江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めるもの。

## 江差町子育て応援基金の設置、管理及び処分に関する条例

### (設置)

第1条 町は、江差町の明日を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進を図るため、江差町子育て応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替え運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

平成27年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について

平成27年度江差町国民健康保険費特別会計の財源不足を補填するため、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、国民健康保険事業会計財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額            86,000,000円
- 2 処分する時期        平成27年度中

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介



議案第16号

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、給料手当等の支給について変更する必要性が生じたことから、条例を改正するもの。

## 江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第13条の3第1項中「年末年始の休日」の次に「等(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による特別管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

第19条中「第9条の4、」を削る。

附則第7項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表を次のように改める。

附則別表第1を次のように改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員



及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員は除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給させる職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

## 別表 (第3条関係)

## 給 与 表

(単位: 円)

職員の 区分	級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400

55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	408,200
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	408,500
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	408,700
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	408,900
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	409,200
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	409,500
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	409,700
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	409,900
94		292,500	340,300	379,200	391,000	410,200
95		292,900	340,800	379,600	391,300	410,500
96		293,300	341,200	380,000	391,500	410,700
97		293,500	341,300	380,300	391,700	410,900
98		293,800	341,800	380,800	392,000	411,200
99		294,200	342,200	381,200	392,300	411,500
100		294,600	342,500	381,600	392,500	411,700
101		294,800	342,800	381,900	392,700	411,900
102		295,100	343,200	382,400	393,000	412,200
103		295,500	343,600	382,800	393,300	412,500
104		295,800	344,000	383,200	393,500	412,700
105		296,000	344,500	383,500	393,700	412,900
106		296,300	344,900	384,000	394,000	413,200
107		296,700	345,300	384,400	394,300	413,500
108		297,000	345,700	384,800	394,500	413,700
109		297,200	346,200	385,100	394,700	413,900
110		297,600	346,600	385,600	395,000	
111		298,000	346,900	386,000	395,300	
112		298,300	347,200	386,400	395,500	
113		298,400	347,700	386,700	395,700	

114		298,700		387,200			
115		299,000		387,600			
116		299,400		388,000			
117		299,600		388,300			
118		299,800		388,800			
119		300,100		389,200			
120		300,400		389,600			
121		300,800		389,900			
122		301,000		390,400			
123		301,300		390,800			
124		301,600		391,200			
125		301,900		391,500			
126				391,900			
127				392,200			
128				392,400			
129				392,600			
130				392,900			
131				393,200			
132				393,400			
133				393,600			
134				393,900			
135				394,200			
136				394,400			
137				394,600			
138				394,900			
139				395,200			
140				395,400			
141				395,600			
142				395,800			
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

附則別表第1 (附則第5項関係)

給 与 表

(単位：円)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	133,500	182,100	212,800	245,400	270,800	300,100
	2	134,600	183,900	214,300	247,400	272,900	302,100
	3	135,800	185,600	215,800	249,200	275,100	304,300
	4	136,800	187,400	217,300	251,200	277,200	306,400
	5	137,900	188,900	218,800	253,000	279,100	308,600
	6	139,000	190,700	220,400	254,900	281,200	310,500
	7	140,000	192,400	222,000	256,900	283,400	312,600
	8	141,100	194,100	223,500	258,900	285,600	314,700
	9	142,200	195,800	225,000	260,900	287,600	316,700
	10	143,500	197,500	226,500	262,800	289,800	318,800
	11	144,800	199,300	228,000	264,800	291,900	320,800
	12	146,000	201,000	229,600	266,800	294,100	322,900
	13	147,300	202,400	231,100	268,700	296,200	324,800
	14	148,800	204,100	232,500	270,700	298,200	326,700
	15	150,200	205,800	233,900	272,600	300,200	328,700
	16	151,800	207,500	235,400	274,600	302,200	330,600
	17	153,000	209,200	236,800	276,500	304,200	332,400
	18	154,500	210,800	238,600	278,400	306,100	334,300
	19	155,900	212,500	240,300	280,400	308,100	336,100
	20	157,400	214,000	242,000	282,300	310,000	337,900
	21	158,700	215,600	243,600	284,300	311,900	339,800
	22	161,400	217,200	245,400	286,300	313,900	341,600
	23	163,900	218,900	247,200	288,200	315,800	343,500
	24	166,400	220,400	248,900	290,200	317,800	345,300
	25	169,000	221,900	250,800	291,900	319,300	347,200
	26	170,700	223,400	252,600	293,900	321,100	349,000
	27	172,300	224,900	254,300	295,900	323,000	350,900
	28	174,000	226,300	256,100	297,800	324,900	352,800
	29	175,400	227,600	257,700	299,700	326,500	354,200
	30	177,200	228,800	259,500	301,600	328,300	355,900
	31	178,900	229,900	261,300	303,600	330,100	357,600
	32	180,600	231,200	263,000	305,600	331,800	359,100
	33	182,100	232,500	264,600	307,000	333,600	360,900
	34	183,600	233,800	266,400	308,900	335,300	362,200
	35	185,000	235,100	268,100	310,800	337,000	363,600
	36	186,500	236,300	269,900	312,800	338,600	365,100
	37	187,700	237,300	271,600	314,600	340,000	366,500
	38	189,000	238,800	273,200	316,400	341,200	367,600
	39	190,300	240,300	274,900	318,300	342,500	368,700
	40	191,500	241,800	276,600	320,100	343,900	369,800
	41	192,800	243,100	278,200	321,900	345,100	370,800
	42	194,000	244,500	279,800	323,700	345,900	372,000
	43	195,300	245,800	281,400	325,400	347,000	373,100
	44	196,600	247,200	283,000	327,200	348,000	374,200
	45	197,700	248,400	284,600	328,700	348,800	374,800
	46	199,000	249,600	286,200	330,000	349,600	375,500
	47	200,300	251,000	287,700	331,400	350,500	376,200
	48	201,500	252,300	289,300	332,800	351,400	376,800
	49	202,600	253,600	290,500	334,400	352,200	377,400
	50	203,700	254,700	291,900	335,100	353,000	378,000
	51	204,700	255,900	293,400	336,300	353,700	378,400
	52	205,800	257,200	294,900	337,200	354,500	378,800
	53	207,000	258,300	296,400	338,100	355,200	379,200
	54	207,900	259,300	298,000	339,100	355,800	379,500

55	208,900	260,600	299,500	340,000	356,500	379,800
56	209,900	261,900	300,900	341,000	357,200	380,000
57	210,600	262,900	302,300	341,900	357,600	380,300
58	211,600	263,900	303,500	342,500	358,200	380,600
59	212,500	265,000	304,600	343,200	358,800	380,900
60	213,400	266,000	305,800	343,900	359,400	381,200
61	214,200	267,200	306,400	344,200	359,800	381,500
62	215,200	268,200	307,300	344,800	360,500	381,800
63	216,200	269,000	308,000	345,500	361,000	382,000
64	217,100	270,000	308,800	346,100	361,600	382,300
65	217,800	270,800	309,700	346,400	362,000	382,600
66	218,800	271,600	310,000	347,100	362,600	382,900
67	219,800	272,400	310,700	347,700	363,100	383,200
68	220,800	273,300	311,500	348,400	363,700	383,500
69	221,600	274,300	312,200	348,700	364,100	383,700
70	222,400	275,000	312,900	349,300	364,600	383,900
71	223,100	275,800	313,500	349,900	365,000	384,200
72	223,900	276,600	314,200	350,500	365,600	384,500
73	224,700	277,400	314,700	350,800	365,900	384,700
74	225,400	277,900	315,300	351,400	366,300	385,000
75	226,100	278,200	315,700	352,000	366,700	385,300
76	226,700	278,700	316,300	352,600	367,000	385,500
77	227,400	278,800	316,600	353,000	367,300	385,700
78	228,200	279,200	317,100	353,400	367,600	385,900
79	229,000	279,400	317,400	354,000	367,900	386,200
80	229,700	279,800	317,900	354,500	368,200	386,400
81	230,400	280,000	318,300	355,000	368,400	386,600
82	231,100	280,200	318,800	355,500	368,600	386,900
83	231,800	280,600	319,200	356,000	368,900	387,200
84	232,500	280,900	319,700	356,300	369,100	387,400
85	233,100	281,200	320,000	356,700	369,300	387,600
86	233,800	281,400	320,400	357,200	369,600	387,800
87	234,500	281,700	320,900	357,500	369,900	388,100
88	235,200	282,100	321,200	357,900	370,100	388,300
89	235,900	282,400	321,500	358,300	370,300	388,500
90	236,300	282,800	321,900	358,800	370,500	388,800
91	236,800	283,100	322,400	359,100	370,800	389,100
92	237,300	283,500	322,800	359,500	371,000	389,300
93	237,600	283,600	323,000	359,800	371,200	389,500
94		283,800	323,300	360,300	371,500	389,700
95		284,200	323,800	360,700	371,800	390,000
96		284,600	324,200	361,000	372,000	390,200
97		284,700	324,300	361,300	372,200	390,400
98		285,000	324,800	361,800	372,400	390,700
99		285,400	325,100	362,200	372,700	391,000
100		285,800	325,400	362,600	372,900	391,200
101		286,000	325,700	362,900	373,100	391,400
102		286,300	326,100	363,300	373,400	391,600
103		286,700	326,500	363,700	373,700	391,900
104		287,000	326,800	364,100	373,900	392,100
105		287,200	327,300	364,400	374,100	392,300
106		287,500	327,700	364,800	374,300	392,600
107		287,800	328,100	365,200	374,600	392,900
108		288,100	328,500	365,600	374,800	393,100
109		288,300	328,900	365,900	375,000	393,300
110		288,700	329,300	366,400	375,300	
111		289,100	329,600	366,700	375,600	
112		289,400	329,900	367,100	375,800	
113		289,500	330,400	367,400	376,000	

114		289,800		367,900			
115		290,100		368,300			
116		290,500		368,600			
117		290,700		368,900			
118		290,900		369,400			
119		291,100		369,800			
120		291,400		370,200			
121		291,800		370,500			
122		292,000		370,900			
123		292,300		371,300			
124		292,600		371,700			
125		292,900		372,000			
126				372,400			
127				372,600			
128				372,800			
129				373,000			
130				373,300			
131				373,600			
132				373,800			
133				374,000			
134				374,300			
135				374,500			
136				374,700			
137				374,900			
138				375,200			
139				375,500			
140				375,700			
141				375,900			
142				376,100			
再任用 職員		180,300	207,000	244,800	264,000	278,600	303,200





議案第17号

江差町手数料条例の一部を改正する条例について

江差町手数料条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名の改正に伴い、江差町手数料条例を改正するもの。

江差町手数料条例の一部を改正する条例

江差町手数料条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 （平成14年法律第88号）第19条第3項 の規定に基づく登録票の交付	1件につき	3,400円
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 19条第5項の規定に基づく登録の有効期間 の更新	1件につき	3,400円
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 19条第6項の規定に基づく登録票の再交付	1件につき	3,400円

」を

「

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 する法律（平成14年法律第88号）第19 条第3項の規定に基づく登録票の交付	1件につき	3,400円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 する法律第19条第5項の規定に基づく登録 の有効期間の更新	1件につき	3,400円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 する法律第19条第6項の規定に基づく登録 票の再交付	1件につき	3,400円

」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

議案第18号

江差町立保育所条例の一部を改正する条例について

江差町立保育所条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育所条例を改正するもの。

## 江差町立保育所条例の一部を改正する条例

江差町立保育所条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（保育の必要性の基準）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

保育の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

第6条第1号から第7号までを次のように改める。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを状態とすること。
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居又は長期間入院している親族を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（企業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

第6条に次の5号を加える。

- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6（国及び都道府県の行う職業訓練等）第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条（厚生労働大臣による職業訓練の認定）第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条（児童虐待の定義）に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条（定義）に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。

(1 1) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(1 2) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由であること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	2,173,473	2,561,482	103,900	250,328	2,415,054	
(8) 消防債	0	57,700	57,300		115,000	
合計	補正前の額	6,447,192	6,831,031	446,187	674,242	6,602,976
	補正額			▲ 12,100		▲ 12,100
	補正後の額	6,447,192	6,831,031	434,087	674,242	6,590,876

議案第19号

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、次のように定める。

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、市町村の条例に委任された事項を条例で定めるもの。

江差町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定介護予防支援事業者の指定（第2条）
- 第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）
- 第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）
- 第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）
- 第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

第2章 指定介護予防支援事業者の指定

（指定介護予防支援事業者の指定に関する基準）

第2条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、江差町暴力団排除条例（平成24年江差町条例第18号）第2条第2号及び第3号に該当する暴力団員又は暴力団関係事業者若しくは暴力団員又は暴力団関係事業者と密接な関係を有する者に該当する者



があってはならない。

### 第3章 指定介護予防支援の事業の基本方針

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

### 第4章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの

職務に従事することができるものとする。

## 第5章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう。

- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

- 第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第8条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受

けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する町への通知）

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

（2） 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事

業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録



- エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録
- オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第17条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第6章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### (指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス

等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしな

なければならない。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービ

ス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

(6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準

第34条 第3章から前章までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第20号

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を、次のように定める。

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、市町村の条例に委任された事項を条例で定めるもの。

## 江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

### (包括的支援事業の基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

### (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 町内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センタ



一運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。)において認められた場合

(3) 町の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第21号

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

介護保険法の改正に伴い、江差町介護保険条例を改正するもの。

## 江差町介護保険条例の一部を改正する条例

江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年度から平成26年まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「33,100円」を「36,600円」に、同項第2号中「41,000円」を「54,900円」に、同項第3号中「49,700円」を「54,900円」に、同項第4号中「66,200円」を「65,800円」に、同項第5号中「82,800円」を「73,200円」に、同項第6号中「99,300円」を「87,800円」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 95,100円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 109,800円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 124,400円

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号口」を「第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口」に改め、「該当」の次に「する」を、「当該該当」の次に「する」を加え、「令第38条第1項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号」を「令第38条第1項第1号から第8号までのいずれか」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正の施行の日から施行する。

(平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例)

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令第38条第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,900円とする。

#### (経過措置)

- 3 改正後の江差町介護保険条例第2条及び第4条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

- 4 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 5 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 6 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。
- 7 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。



議案第22号

ぬくもり保養センター設置条例の一部を改正する条例について

ぬくもり保養センター設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

北海道公衆浴場入浴料の改正に伴い、町内の公衆浴場との均衡を図るため、ぬくもり保養センター設置条例を改正するもの。

## ぬくもり保養センター設置条例の一部を改正する条例

ぬくもり保養センター設置条例（平成8年条例第4号）の一部を次のとおり改正する。

第6条の2中、「別表」を次のとおり改正する。

### 2 入浴料

利用区分		利用料金
1回券	12歳以上の者（大人）	440円
	6歳以上12歳未満の者（中人）	140円
	70歳以上の者	220円
	3歳以上6歳未満の者（小人）	100円
回数券 （11回券）	12歳以上の者（大人）	4,400円
	6歳以上12歳未満の者（中人）	1,400円
	70歳以上の者	2,200円
	3歳以上6歳未満の者（小人）	1,000円

### 附 則

この条例は、平成27年4月14日から施行する。



議案第23号

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について

江差町公共下水道条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

下水道法施行令の改正に伴い、江差町公共下水道条例を改正するもの。

## 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例

江差町公共下水道条例（平成14年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「又は」を「から」に、「6」を「7」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「10」を「11」に改め、「(」の次に「水洗便所から排除される汚水及び」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値 ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする

第22条第1項中第2号から第34号までを削り、第35号を第2号とし、第36号から第42号までを33号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前」の次に「2」を加え、「前項の各号に掲げる物質又は項目のうち、第27号から第32号、第35号から第41号までの物質又は項目については、」を削り、「50」を「20」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に対する前項の規定の適用については、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号及び第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第9号中「45度未満」とあるのは「40度未満」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

江差町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する  
条例の制定について

江差町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を、  
次のように定める。

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律  
第76号）により、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例  
について規定する必要があることから、条例を制定するもの。

## 江差町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間、休暇)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（平成7年江差町条例第1号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とするほか、必要な読替えその他必要な事項は教育委員会規則で定める。

### (職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合。

### 附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日から施行する。ただし、現に在職する教育委員会の教育長の委員としての任期が満了する日までにおいては、この条例の規定は適用しないものとする。

議案第25号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように定める。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）により、改正に応じた内容を定めるため関係条例を改正するもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和40年江差町条例第18号)の一部を、次のように改める。

第1条第2号の次に次の一号を加える。

(3) 教育長

第3条第2号の次に次の一号を加える。

教育長 590,000円

附則第4項の表に次の項を加える。

教育長	502,000円
-----	----------

(江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第2条 江差町教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和43年江差町条例第22号)は、廃止する。

(江差町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 江差町特別職報酬等審議会条例(昭和40年江差町条例第10号)の一部を、次のように改める。

第2条中「町長、副町長」の次に「及び教育長」を加える。

(江差町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 江差町職員等の旅費に関する条例(平成12年江差町条例4号)の一部を、次のように改める。

別表第1中「副町長」の次に「、教育長」を加え、「(教育長含む)」を削る。

別表第2中「副町長」の次に「、教育長」を加える。

(江差町議会委員会条例の一部改正)

第5条 江差町議会委員会条例(昭和31年江差町条例第12号)の一部を、次のように改める。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
第6条 江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和30年江差町条例第8号)の一部を、次のように改める。

別表「教育委員会委員」の項中「委員長 年310,000円」を削る。

附則別表第1「教育委員会委員」の項中「委員長 年279,000円」を削る。

#### 附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行の日から施行する。ただし、現に在職する教育委員会の教育長の委員としての任期が満了する日までは、なお従前の例によるものとする。





## 議案第26号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
所在地 檜山郡江差町字姥神町157番地の1  
名称 江差町漁村センター
- 2 指定管理者に指定する団体  
所在地 檜山郡江差町字姥神町138番地の1  
名称 江差青果卸売市場株式会社  
代表者 代表取締役 森野 一夫
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

#### 提案理由

江差町漁村センターについて、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



## 議案第27号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
所在地 檜山郡江差町字姥神町1番地10  
名称 江差港マリーナ
- 2 指定管理者に指定する団体  
所在地 檜山郡江差町字姥神町1番地10  
名称 一般財団法人開陽丸青少年センター  
代表者 代表理事 照井 誉之介
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

#### 提案理由

江差港マリーナについて、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



議案第28号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
所在地 檜山郡江差町字中歌町196番地  
名称 江差町漁船等上架施設
  
- 2 指定管理者に指定する団体  
所在地 檜山郡江差町字中歌町196番地  
名称 株式会社 檜山造船公社  
代表者 代表取締役 半田 正敏
  
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

平成27年3月10日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

江差町漁船等上架施設について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。



議案第29号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
所在地 檜山郡江差町字姥神町42番地の3  
名称 江差町歴史的まちなみ交流会館壱番蔵
- 2 指定管理者に指定する団体  
所在地 檜山郡江差町字橋本町85番地  
名称 江差町歴まち商店街協同組合  
代表者 代表理事 萩原 徹
- 3 指定する期間  
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町歴史的まちなみ交流会館壱番蔵について、管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するため。





議案第30号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成22年9月10日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成27年度予算において、檜山広域行政組合が行う高規格救急車購入事業は、購入後16年を経過しており、年々救急搬送件数が増加している中で、安全で安心な救急搬送業務を遂行するためには車両の更新が必要であることから、江差町過疎地域自立促進市町村計画に搭載し、過疎債を活用し整備するため。

## 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）を次のとおり変更する。

### 4 生活環境の整備

#### (3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(4) 消防施設	<u>高規格救急車購入事業</u>	<u>檜山広域</u> <u>行政組合</u>	

\_\_\_\_\_部分を加える。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏名 阿部 世津子  
[REDACTED]

平成27年3月10日提出

江差町長 照井 誉之介